第２回 出雲市立地適正化計画策定検討委員会
議事録

日時：令和８年１０月２３日（金）１０：００～１２：００
会場：出雲市役所　庁議室

１．開会

２．新委員の紹介

事務局
　それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まずは新委員の紹介です。今回から新たに委員となられました方をご紹介いたします。
（以下、新委員紹介）

３．都市建設部長・委員長あいさつ

事務局
　それでは続いて、都市建設部 三代部長からご挨拶申しあげます。

都市建設部長
　おはようございます。ご紹介いただきました都市建設部の三代でございます。皆様にはご多忙の中、本検討委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
　本検討委員会は第２回目の開催となります。前回の第１回では、昨年度実施した本市の現状や課題の分析をもとに、人口動態や土地利用の状況、災害リスクなどから抽出したまちづくりの課題を整理しました。そして、これを踏まえた今後のまちづくりにおける５つの基本方針を示しました。
　改めて基本方針をおさらいしますと、次の５つです。１つ目は、利便性が高く、快適な環境が整った居住地の形成、２つ目は、住み慣れた地域で暮らし続けるための生活拠点の形成、３つ目は、誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの構築、４つ目は、都市市機能の維持・誘導による都市の魅力向上、５つ目は、災害リスクを踏まえた安全安心な居住環境の確保です。
　本日の会議では、これらの基本方針を踏まえながら、具体的な計画内容について皆様からご意見をいただきたいと考えています。
　事前に配付した資料には、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設、防災指針などを含めています。これらは今後のまちづくりにおいて重要な柱となる内容ですので、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。また、市民の視点からのご意見も歓迎いたします。本日の会議が有意義なものとなりますようお願い申しあげます。

事務局

議事の進行につきましては、策定検討委員会設置要項の規定に基づき、委員長にお願いすることとなっております。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

皆様、秋のご多忙な時期にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。立地適正化計画策定検討委員会の第2回目の会議となります。前回は7月に開催しましたが、それから早くも3か月以上が経過しました。

我が国では、子どもの数が減少している状況が続いており、昨今ではその話題がよく取り上げられています。例えば、私が生まれた第2次ベビーブーム世代、1970年代は年間210万人の子どもが生まれていました。しかし、現在の20代前半の世代では年間110万人、さらに昨年は日本全体で生まれた子どもが67万人とされています。このように、四半世紀ごとにほぼ半減している状況が続いており、この50年以上にわたる人口減少のトレンドは、一朝一夕には回復しないだろうと考えています。

これまでは、魅力ある市や町に若い世代が集まる傾向が見られましたが、国勢調査の結果などを見ると、その流れも限界に近づきつつあるのが現状だと思います。こうした状況の中で、不都合な真実ではありますが、人口減少を前提としながら、防災やインフラの維持が適切に行える地区を定め、その地区を強靭な地域にしていくという考え方は間違っていないのではないかと考えています。

本日は、居住誘導区域や都市機能誘導区域に関する案が提示される予定です。地域ごとに異なる事情があると思いますので、皆様にはそれぞれの視点から積極的にご意見をいただきたいと思います。忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

それでは、議事に入ります。はじめに、次第1「居住誘導区域（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

４．議事

(1)居住誘導区域（案）について

事務局

○資料２　居住誘導区域（案）について　資料説明

委員長

ありがとうございました。今回の居住誘導区域案は、居住誘導区域に含めることが適したエリアについて、用途地域をベースに検討しつつ、災害リスクの高い区域を除外し、あわせて個別に検討すべき部分を整理したものと理解しています。

市街化区域と市街化調整区域の線引きがある他市では、市街化区域をベースに検討することが一般的ですが、出雲市ではその区分がないため、市街化区域に相当する用途地域を基礎として考えているものと思います。また、全く浸水リスクのないエリアはないという前提の中で、その点も踏まえて検討いただいているものと受け止めています。

それでは、この内容について、各委員の皆様から確認したい点やご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

Ａ委員

居住誘導区域が設定されると、地域の方々は住みやすい場所としてその区域へ誘導されていくことになると思います。一方で、現在、自治会では人口流出が非常に多く、地域によっては限界集落化が進んでいます。また、豊かな森林や耕地など、地域の特色ある資源を持つ地域でも衰退が進んでいる状況です。その中で、居住誘導区域の設定によって、こうした地域の人口減少や衰退がさらに進むのではないかと懸念しています。

出雲市では、中山間地域の活性化も進めていくとのことですが、今回の地域設定は、そうした方向性に逆行する面もあるように感じます。居住誘導区域の考え方と中山間地域の活性化を、今後どのように調整していくのか、お聞きしたいと思います。

委員長

事務局いかがでしょうか。

事務局

前回お示しした資料の中で、基本的な方針の２つ目として「住み慣れた地域で暮らし続けるための生活拠点の形成」を掲げています。これは、居住誘導区域に設定するエリアだけではなく、それ以外のエリアにおいても、将来にわたって地域の方々が暮らし続けていくことができるようにするため、それぞれの地域で拠点を守っていく必要があるという考え方に基づくものです。

先ほどご説明した地域生活拠点の位置づけについても、居住誘導区域を各地域の中に設定して、そこに人を集めていくという考え方ではなく、地域全体の中で人口の維持を考えながら、行政センター周辺などの拠点機能を維持し、その周辺で生活しやすい環境、住み続けることができるための基本的な機能を保っていくことを、この立地適正化計画の中でも考えていきたいと考えています。

具体的にどのような施策を進めていくかについては、本日の時点ではまだお示しできていない部分もありますが、次回はもう少し詳しい内容をお示しできるのではないかと考えています。

委員長

いかがでしょうか。

Ａ委員

拠点の維持を図る必要があるという考えは、大変重要なことだと思います。ただ、実際にそれを進めていくのは非常に難しい課題だとも感じています。次回の会議で、ある程度具体的な内容をご提示いただけるとのことですので、楽しみにしております。

委員長

それぞれの中山間地域で拠点となるエリアを考えていくことは非常に重要だと思います。ただ、その大前提として、人口減少社会というのは、基本的には誰もがハッピーになれる状況ではないということを理解していただきたいと思います。

中山間地域の生活を支えているのは、実際には中心部にあるワンストップの機能、例えば医療や買い物などのサービスです。そのため、中心部の機能を維持するには、それを支える商圏や人の数を確保する必要があります。つまり、中心部のワンストップ機能を維持したいのであれば、そこへ緩やか

に人を誘導することが必要であり、それは結果的に中山間地域の生活を支えることにもつながるのです。もし中心部の機能が失われてしまえば、地域全体が立ち行かなくなる可能性があります。そのことを、各委員の皆様にはぜひご理解いただきたいと思います。

人口減少社会において、全ての人が満足できる社会を作ることは非常に難しいという現実も、前提としてご認識いただきたいと思います。少し厳しいことを申しあげましたが、こうした背景があることを踏まえて議論を進めていただければと思います。

それでは、他の委員の皆様でご懸念される点がございましたら、ぜひご発言をお願いいたします。

Ｂ委員

質問ですが、今後、居住誘導区域を設定した場合、その区域外の地域において、例えば住宅の建築などに何らかの支障が生じる可能性はあるのでしょうか。

委員長

事務局からお願いします。

事務局

居住誘導区域外で 1,000 ㎡以上、または 3 戸以上の住宅地を開発する場合には、市への届出が必要となります。ただし、この届出は許認可ではなく、あくまで届出という位置づけですので、手続きが少し増えるということはありますが、開発そのものに支障が出るということではありません。

Ｂ委員

分かりました。

委員長

戸建てであれば特に問題はなく、一定の規模になった場合に届出が必要になるということですね。その届出によって、市がその地域でどのような開発が行われるかを把握できる仕組みになっているということですね。実態としては、大きな問題はないと思います。

それでは、その他いかがでしょうか。

Ａ委員

よろしいでしょうか。

委員長

どうぞ。Ａ委員。

Ａ委員

先ほど、届出が必要になるという話がありましたが、大きな問題にはならないということでした。それでは、居住誘導区域に住むことで、例えば補助金や戸建て住宅に関する何か有利な点があるのでしょうか。

事務局

居住誘導区域の中で、今後どのようなことを進めていくのかについては、誘導施策として、また改めてお示ししたいと考えております。ただ、居住誘導区域に設定することによって、国の補助金や交付金について、その区域内で都市機能施設を建築したり整備したりする場合に、支援を受けられることがあります。そのため、交付金の対象となるものについては、優先的に整備していくということはあるかと思います。

委員長

松江市では居住誘導区域を設定することで、防災対策や道路の改良、橋の修繕などを優先的に進められている事例があります。そのように、居住誘導区域に設定されることで、他のエリアよりも国の交付金を活用して整備に力を入れることが可能になるという点は確かにあります。

ただし、居住誘導区域内で個別の住宅を建てようとする方に対して、「この区域だから 100 万円を支給します」というような直接的な補助金が出るわけではなく、あくまで、区域全体の整備や都市機能の向上に関する支援が中心となるというということですよね。

事務局

そうですね。ただ、住宅ローン金利の優遇など、国の制度としてはあります。

委員長

ありがとうございます。その他ご意見はよろしいでしょうか。それでは、居住誘導区域（案）については、おおむねご賛同いただけたということで、次の議題に進みたいと思います。

次の都市機能誘導区域についてですが、こちらも居住誘導区域と密接に関連しておりますので、都市機能誘導区域の説明の後に、居住誘導区域に関連するご発言をいただいても構いません。

それでは、次の議題に進めさせていただきます。次第２の都市機能誘導区域・誘導施設（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

（2）都市機能誘導区域・誘導施設（案）について

2-1.都市機能誘導区域（案）

事務局

○資料３　都市機能誘導区域（案）　資料説明

委員長

都市機能誘導区域と、それに関連する施設等についてご説明いただきました。これに関して、出雲、平田、大社、斐川といった地域にお住まいの方々もいらっしゃると思いますが、こういった地域での可能性や課題について、ご意見や確認したい点がありましたら、ぜひお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

Ｃ委員

よろしいでしょうか。

委員長

はい。どうぞ。

Ｃ委員

先ほどの居住誘導区域の説明の最後の部分で、佐田・多伎・湖陵といったいわゆる地域生活拠点については、この都市機能誘導区域で触れるとおっしゃっていましたが、具体的にこれらの地域の扱いはどのようになるのでしょうか。

事務局

本日の会議では佐田・多伎・湖陵といった地域生活拠点に関する具体的な内容については、まだ詳細を作成できておりません。そのため、この部分については、次回の会議で改めてお示ししたいと考えております。

現時点の考えとしては、これらの地域を都市機能に近い区域として設定する方向性です。ただし、具体的に「ここからここまでが誘導区域」という形で明確に線引きするのではなく、行政センター周辺を中心に、「このあたりに都市機能を維持していきます」という形でお示しする予定です。その上で、それに対応する具体的な施策を検討し、記載していきたいと考えています。

Ｃ委員

ありがとうございました。つまり、この都市機能誘導区域は、基本的には居住誘導区域の中に設定されるということで、それ以外の地域は対象外ということですね。ただし、都市機能誘導区域に準じた考え方として、佐田・多伎・湖陵の行政センター周辺については、何らかの形でエリアを示し、そのエリアに対応する施策を設ける方向性で進められるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりです。現在、立地適正化計画は都市再生特別措置法に基づいて作成しておりますが、法的な位置づけとして佐田・多伎・湖陵のエリアを都市機能誘導区域として設定するわけではありません。ただし、市独自の考え方として、これらの地域を独自のエリアとして位置づけ、そのエリアに対応する施策を設ける方向で考えております。これは地域の特性や行政センター周辺の役割を踏まえた取組として進めたいと考えています。

委員長

はい、ありがとうございます。その他にご意見はいかがでしょうか。

私から質問させていただきたい点が１点あります。都市機能誘導区域を定めた場合、今後市の重要施設をこのエリアで建て替えたり、エリア内で敷地を見つけて移転したりするようなやり取りが必要になると考えておりますが、そのような方針について庁内で合意がされているのでしょうか。

事務局

この後、誘導施設についてもご説明を差しあげることになりますが、基本的にはこのエリアで維持していくべき施設を誘導施設として位置づけることについて、庁内の担当者会議でも同意を得ていると考えております。

委員長

駐車場の確保などの理由で、郊外へ移転してしまうケースもあるかと思いますが、民間事業者にもこの地域に残っていただきたいと同時に、市の施設もここに残っていただくような取組を進めていただきたいと考えております。それでは、他に各委員の皆様からのご意見はいかがでしょうか。

Ｄ委員

１点、事務局にお伺いしたいのですが、都市計画マスタープランがあると思いますが、昨年度改定されたのでしょうか。

事務局

はい。

Ｄ委員

都市計画マスタープランとこの立地適正化計画について伺います。この２つの計画の関連性について教えていただきたいのですが、例えば、都市計画マスタープランが上位計画で、立地適正化計画がその下にあるような関係なのでしょうか。それとも全くの別物として、それぞれが独立して存在する計画なのでしょうか。あるいは、都市計画マスタープランがある程度総合的なことを定めていて、立地適正化計画がその実行計画（アクションプラン）のような位置づけになるのでしょうか。

この２つの計画がどういう関係にあるのか、ご説明いただければと思います。

委員長

はい、事務局よろしくお願いします。

事務局

都市計画マスタープランと立地適正化計画は、それぞれ別の法律に基づいて策定する計画ではありますが、位置づけとしましては、立地適正化計画は「都市計画マスタープランの詳細版・高度化版」とお考えいただければと思います。どういうことかと申しますと、ます都市計画マスタープランで市全体の大まかな方針を示し、それに対して立地適正化計画では、具体的な誘導区域や誘導施策、目標値などを定めて「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めていくという関係性になります。また、立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされるとも言われております。そのため、自治体によっては、都市計画マスタープランを改定するタイミングで、都市計画マスタープランの中に立地適正化計画の内容を盛り込んで、一体的に策定しているところもございます。

委員長

ちょうど今、私の手元に安来市の都市計画マスタープランと立地適正化計画が合冊になったものがあります。ですので、事務局のご説明のとおり、立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部であり、整合性が取られている、そういう位置づけなのだろうと認識しています。

それでは、都市機能誘導区域に関しては、以上とさせていただきます。次に、誘導施設についてご説明をお願いいたします。

2-2. 誘導施設（案）

事務局

○資料４　誘導施設（案）　資料説明

委員長

誘導施設（案）についてご説明いただきました。資料の３ページを見ますと、かなり支障があるものは外して、本当に必要なものだけに絞り込まれているのかな、という印象を受けました。

ただ、出雲市駅周辺エリアと、平田、大社、斐川の各エリアとで差があるように見受けられます。具体的には、大規模小売店や大学・専修学校の扱いの部分だと思います。この辺りにつきまして、各委員の皆様から何かご質問やご意見はありますでしょうか。

ちなみに確認ですが、ここで言う 10,000 ㎡以上の大規模小売店というのは、やはりイオンさんやゆめタウンさんのようなレベルの施設を想定しているという理解でよいですよね。

事務局

はい。

委員長

そういうものは、なるべく出雲市駅周辺エリアの方で維持してもらおうという考えですかね。

事務局

はい。

委員長

その他ありますでしょうか。どうぞ。

副委員長

これまでご説明いただいた考え方について、特に異論はございません。その上で１点質問なのですが、先ほど居住誘導区域のご説明の中で地域都市拠点の話がありました。この拠点には、交通の結節点としての機能を持たせるということでしたが、やはり公共交通の維持を考えると、その結節点となるエリアの周辺に、なるべく住民の方に集まって住んでいただくのが望ましいのではないかと思います。一方で今回の方針では、佐田・多伎・湖陵については、居住誘導区域を設定しないとのことでした。そうなると、これらの地域においても、地域都市拠点の周辺に住民を集約させたいという思いはあるのですが、居住誘導区域を設定しない中で、そのための何かよい手立てはあるのでしょうか。

もし、居住誘導区域を設定した方が住民の誘導がしやすいのであれば、広範囲に設定する必要はないと思いますが、例えばごく限られた範囲であっても設定をした方が、今後のことを考えるとよいのではないか、とも感じました。

そこで改めて伺いたいのですが、居住誘導区域を設定しないエリアにおいて、地域都市拠点の周辺に住民を誘導するための方策が何かあるのかどうか、その点について教えてください。

事務局

まず、佐田・多伎・湖陵の中心エリアに居住誘導区域を設定しないという点についてです。これは、私の個人的な印象も入るかもしれませんが、佐田・多伎・湖陵にずっと住み続けたいと思っておられる方は、そこで生まれ育ったという背景があり、ご自身の生まれ育った家、その場所で暮らし続けたいと考えておられる方が多いのではないかと感じております。そういった方々に対して、「中心部の方が便利なので移動してください」と促すのは、少しこれらのエリアの特性と違うのではないかという考えを持っております。

もちろん、公共交通の使いやすさという観点から考えると、中心エリアに住んでいただく方がよいとは思います。その点につきましては、公共交通の担当部署とも連携しながら、地域内の交通や、拠点と拠点を結ぶ交通施策といった、公共交通全体の計画の中で考えていく必要があると認識しております。

副委員長

分かりました。おっしゃっていることは、多分そのとおりなのだろうと思います。

ただ、そもそも居住誘導区域というのは、住民に強制するものではないという前提があったはずです。ですから、仮に佐田・多伎・湖陵に居住誘導区域を設定したとしても、住みたい場所に住んでいる方を無理やり移動させるということにはならないと考えています。

やはり、人口が分散してまばらになっている地域で公共交通を維持していくのは、今ですら大変な状況だと思います。ですので、その施策が有効かどうかは別としても、市としては「なるべく中心部に集まって住んでくださいね」という考え方を示していく方が、私はよいのではないかと感じます。

もちろん、中心部に移りたくないという方がいても、それはそれでよいと思いますし、その方たちの移動手段をどう確保するかは、交通政策の側で考えていけばよい話です。少しでも人口を集約させていく方向に持っていけるとよいなと。これはコメント、感想としてお伝えしておきます。

委員長

はい、ありがとうございます。副委員長が言われたとおりだとは思うのですが、なかなか難しい問題だと感じます。事務局がおっしゃるように、これらの地域にお住まいの方は、生まれ育った家に住み続けるか、あるいは地域内で中途半端に転居するのではなく、思い切って市外などへ出てしまうか、その２択で考える方が多いのではないかという思いもあります。それからもう１点、佐田地域は都市計画区域外ですよね。そうなると、多伎や湖陵とのバランスの問題もあるかもしれませんが、今回の計画において、佐田だけが都市計画上の扱いで少し他とは変わってきてしまうのではないか、とも思いました。

Ｃ委員

いいですか。すみません

委員長

はい、どうぞ。お願いします。

Ｃ委員

先ほどから佐田・多伎・湖陵の話題が出ていますが、特に関心を持って聞いております。

誘導施設の中の観光に関する項目で「ホテル等」が挙げられています。おそらく、誘導施設に設定される背景には、何らかの財政的なインセンティブ（補助金など）が想定されているのではないかと思います。そうなると、ホテル等が都市機能誘導区域の誘導施設として位置づけられた場合、区域外である佐田・多伎・湖陵といった地域で同様の事業活動を行おうとする際に、何となくマイナスの影響が出るのではないか、という懸念を少し感じています。

産業経済活動だけに限った話ではないかもしれませんが、やはり居住誘導区域以外の地域への配慮、特に先ほど申しあげたような経済活動に対しては、慎重に考えていただきたいと思います。

観光や商業については、商業の方は大規模施設ということなので、これは集約してもよいのかなと思います。しかし、経済活動に関する施設の集約・集積については、慎重に検討していただきたいです。これは半分意見ではありますが、その点を申しあげておきたいと思います。

事務局

先ほども少し触れましたが、次回以降の会議で、佐田・多伎・湖陵における都市機能誘導区域に準じたエリアの考え方と、そこにどのような機能を集積あるいは維持していくのかという具体的な内容をお示ししたいと考えております。それまでの間に、本日いただきましたご意見についても、しっかりと整理・検討させていただきます。

委員長

はい、ありがとうございます。この「ホテル等」の意味合いというのは、施設の規模感なども関係してくるのかもしれませんね。例えば、今回議論になっている都市機能誘導区域では、大型の宿泊施設が想定される一方で、佐田・多伎・湖陵では、その地域の自然環境（フィールド）を活かしたような、低層で豊かな宿泊施設といったものが出てくるのかな、とも思います。
そのあたりは、事務局の方で少し整理していただければと思います。その他、よろしいでしょうか。
どうぞ、Ｄ委員。

Ｄ委員

度々すみません。２点ほどございます。

まず１点目は、資料４の誘導施設についてです。今後、市が新たに施設を立地される場合は、当然この計画の考え方に沿って進められるのだろうと思います。一方で、例えば民間の事業者が施設の立地を考えた場合、規模によっては開発行為の許可が必要になるケースが出てくるかと思います。その許認可の判断においても、今回の誘導施設に関する考え方が適用されることになるのか、という点について確認させてください。

２点目は、先ほどから話題に出ている地域生活拠点に関することです。これについては次回、事務局から詳しい考え方が示されるとのことですので、それを待ちたいと思いますが、その前段として個人的な意見を申しあげます。

私は、特に佐田・多伎・湖陵においては、居住地を定めるというよりも、資料３で示されているような都市機能、例えば開業医やスーパー、介護施設といったものが一定のエリアに集まってる状態を先に作るべきではないかと考えています。そうすれば、おのずとそこに人が住みやすい環境が整って

くるのではないでしょうか。

前回もお話ししたかもしれませんが、福祉の世界には、包括ケアという考え方があります。これは、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいという５つの要素が、中学校区くらいの日常生活圏域内に揃っていることで、その地域で安心して暮らし続けられるというものです。この概念は２０年ほど前から提唱されていますが、全国的に見ても成功している市町村は少なく、確立が難しいのが実情です。しかし、この５つの要素を中学校区エリアに集めるという理念は非常に重要だと感じています。その意味で、今回の地域生活拠点においても、都市機能誘導区域に準じるような考え方で、ある程度の都市機能を集約していくことを検討されてはいかがでしょうか。これは私の個人的な意見です。

委員長

ではまず、D委員からのご質問の１点目、民間施設に関して事務局からご説明をお願いします。都市機能誘導区域の外で民間の施設が立地しようとする場合、何らかの影響（規制など）があるかと思いますが、その辺りについてご説明をお願いします。

事務局

まず、都市機能誘導区域の外で民間施設（誘導施設）を立地する届出があった際に、それが開発許可の条件になるのかというご質問ですが、これにつきましては、開発許可の可否を判断することと、施設が誘導区域の内外どちらに建設されるかということは、全く別のものとして考えております。ですので、開発許可の手続の中で、区域外であることを理由に何かを考慮するということは考えておりません。ただ、制度上、都市機能誘導区域の外に誘導施設を立地する際には、市への届出が必要となります。その届出をいただいた際に、市としては指導・勧告を行うことができますので、市のまちづくりの方針について一言申し添える、ということはあるかもしれません。

委員長

D委員からのご質問の２点目、地域生活拠点に関しては次回へのアドバイスをいただいたということでよろしいですか。

事務局

地域生活拠点の考え方については、先ほども少しお話ししましたとおり、佐田・多伎・湖陵といったエリアは、他の地域に比べて人口密度が１ヘクタールあたり１桁未満であるなど、極端に低い状況がございます。そのため、そこに住居を集積させることにどれだけの効果があるのかという点については、慎重に考える必要があると認識しております。しかし、一方で都市機能だけは何としても維持していかなければならないと考えております。そのために、地域全体として都市機能を維持していくにはどうすればよいかという具体的な方策について、次回までによく議論・検討し、皆様にお示ししたいと考えております。

委員長

はい、ありがとうございます。時間の都合もありますので、先に進ませていただきます。ご質問については、最後に全体をとおして質疑応答の時間を設けておりますので、またその際にお願いできれ

ばと思います。それでは、次の議題に移ります。資料５の防災指針について、事務局からご説明をお願いします。

（3）防災指針（案）について

事務局

○資料５　防災指針（案）　資料説明

委員長

はい、防災指針についてご説明をいただきました。資料の２３～２５ページにたくさんの項目が書かれていますが、これら全てを一気に進めるのは、なかなか難しいことだと思います。しかし、先ほどから議論しているように、まちづくりの区域を定めて方向性を整理することが、今後、対象エリアで国の交付金などを活用しながら防災対策を進めていく上での、基礎になるのだろうと理解しました。

それでは、ただいまの説明につきまして、各委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。資料の２３ページなどに取組が「短期・中期・長期」で書かれていますが、これらが少しフラットに書かれているように感じます。その中で、特に優先度合いが高い、あるいはこれは特に重要だという項目について、二重丸や星印のような目印をつけて、これを最優先で取り組んでいきますというような意思表示があってもよいのではないかと思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

事務局

優先順位付けにつきましては、現時点では短期・中期・長期という期間設定以上の詳細な検討はしておりませんでした。次回までに、関係する担当課とも協議のうえ、優先順位について検討してまいりたいと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。大体、思いつくような必要な事項は書かれているかと思いますが、他に各委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、ただいまご説明いただきました防災指針（案）については、概ねご了承いただいたということで、よろしくお願いします。

■全体を通じての意見等

委員長

これで、計画に関する一通りのご説明が終わりましたので、皆様にも全体像がある程度お分かりいただけたのではないかと思います。何かご意見、ご質問、あるいはアドバイスなどがございましたら、ぜひお願いします。皆様いかがでしょうか。

Ｅ委員

本日、居住誘導区域の案などをご説明いただきましたが、区域の外にあるコミュニティセンターといった施設の機能は今後どうなっていくのでしょうか。特に、災害が発生した際には、地域のコミュニティセンターが果たす機能は非常に重要になってくると考えています。そうした地域の拠点、住民がコミュニケーションをとる場所は、今後も必要なのではないかと思います。

つきましては、区域外となるコミュニティセンターが今後どうなるのか、その位置づけについてお聞かせいただきたいですし、その重要性について改めてご検討いただけないかと思いました。これは質問というか、意見のような形になりますが、よろしくお願いします。

委員長

コミュニティセンターについてですね。資料４の誘導施設の一覧を確認しますと、「コミュニティセンターは各地区にあるべき施設のため、位置づけない」と記載されています。ですので、私の解釈としては、今回の区域設定にかかわらずコミュニティセンターは現状のまま各地域で維持し、そこを拠点として引き続きコミュニティ作りを担っていただくということではないかと思いましたが、事務局いかがでしょうか。

事務局

委員長にご説明いただいたとおりでございます。今回の計画案では、コミュニティセンターは各地区に必要不可欠であるという考えから、あえて特定の区域に誘導する施設としては位置づけておりません。コミュニティセンターは引き続き、地域の核となる施設として、防災の面でも、また地域の活性化の面でも、中心的な役割を担っていくべき施設であると考えております。

委員長

よろしいですか。

Ｅ委員

はい。

委員長

コミュニティセンターのような施設は、避難所にも指定されています。そういった意味でもなくすことは難しく、今後もずっと地域の拠点として活用してただきたいと考えています。

Ｅ委員

そうしますと、やはり区域外のコミュニティセンターへアクセスするためのインフラ、例えば道路などの整備についても考える必要があるのではないでしょうか。その上で、今回ご提案のあった居住誘導区域や都市機能誘導区域を、もう少し広い範囲として設定いただけないかと感じます。

例えば平田地域ですと、山も海もあり、観光施設も点在しています。現状の案のように駅周辺だけを中心として考えるのではなく、地域全体を大切にして、インフラ整備の範囲を広く考えていただきたいという思いがあります。特定の場所を指しているわけではありませんが、ご検討いただければと思います。

委員長

もちろん今回ご提案している居住誘導区域に指定されないからといって、その地域のインフラ整備を今後一切やめてしまうということではありませんので。

Ｅ委員

そういうことになるんですかね。

事務局

区域外になったからといって、すぐに何かが劇的に変わるわけではありません。ただ、今後人口がどんどん減少し、行政サービスやインフラをどこから優先的に維持していくかという判断が必要になった場合に、優先すべきエリアはこの区域ですよ、ということを示すものだとご理解いただければと思います。

Ｅ委員

そうしますと、やはり私のような素人には、この計画がどういうものなのか正直よくわからないと感じる人が多いのではないのでしょうか。コンパクトシティという言葉や、都市機能を集約するというプランを聞くと、「今住んでいる場所に住めなくなるのではないか」「山や海で仕事をしている人はどうなるのか」といった不安を抱く市民の方もいらっしゃると思います。私もこの資料を拝見しましたが、専門的な内容が多く、なかなか分かりづらいと感じました。行政がどのような計画を立てているのか、市民に対してもっと分かりやすく説明する必要があるかと思います。

１０年後、２０年後に市がどうなっていくのか、その段階的な変化を分かりやすく示したり、文字だけの説明ではなく、絵やイラストなどを使って視覚的に見せる工夫も大事なのではないでしょうか。「コンパクトシティ」がどのような暮らしになるのか、具体的なイメージが湧くような見せ方が必要だと思います。

これは、市民としてだけでなく、経営者としての意見でもあります。「市内で商売が続けられなくなるのではないか」「市外に出ていかなければ仕事がなくなるのではないか」といった将来に対する不安の声も聞こえてきます。社会の変化は非常に速く、多くの人々がその変化についていくだけで精一杯で、不安を感じています。人と人との触れ合いも、以前より少なくなってきていると感じます。

そうした中で、市の将来に対する大切な計画が、一部の上層部だけで決まっているという印象を与えてしまうのは、非常にもったいないことです。市民が安心して暮らしていくためにも、市が目指す将来像を、ぜひ分かりやすく見せていただきたい、そのように強く思いました。素人感覚の発言で申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

委員長

市民の感覚に立ったご意見をありがとうございます。おっしゃるとおり、この計画が策定される際には、市報に分かりやすい特集記事を掲載したり、ケーブルテレビで丁寧に説明する番組を放送したりと、市民の皆様に内容を正しくご理解いただくための取組が不可欠だと思います。その点は、ぜひ事務局にもお願いしたいところです。

一方で、私が１番懸念しているのは、何の計画もないまま、野放図に人口が減っていくことです。これは最も避けなければならない事態だと考えています。人口が減少していくことは、もう誰の目に

も明らかな事実です。それを見越してあらかじめ計画を作っておく。もちろん、その計画を市民に強制的に押し付けるわけではなく、あくまで緩やかに、「もし将来人口がこれだけ減った場合には、こうしていきたい」という行政としての考えを持っておくことが重要です。

もしこれを作らなかった場合、将来状況が悪化したときに、市民から「こうなることが分かっていたのに、なぜ何も対策しなかったんだ」と逆に厳しく追及されることになるでしょう。それが行政というものだと思います。人口が減ると分かっているのに何の手立てもしないのは、行政として無責任であり、それこそ市民を奈落の底に突き落とすような話になると私は考えています。ですから、将来を見据えた計画を作ること自体は、非常に大事なことです。

その上で、Ｅ委員からご指摘があったように、その計画が目指すビジョンも含めて、市民の皆様に分かりやすく説明していく努力が、これからさらに重要になってくると改めて感じました。
その他よろしかったでしょうか。はい、Ｆ委員、お願いします。

Ｆ委員

先ほど、市民感覚として不安だというお話がありましたが、私も大変共感いたします。私たちも民間の保育園を経営しておりまして、特に過疎地にある保育園の経営者は、この計画を見たときにきっと同じような感覚を抱くのではないかと感じています。この計画の根幹にある人口減少、特に赤ちゃんの減少について、私たちは日々肌感覚として、もうすでに実感しています。毎年子どもの数が減っていることがはっきりと分かります。おそらく、皆様が想像されている以上に、保育の現場では人口減少に対する危機感が非常に高まっている状況です。これは、そのまま保育園の経営に直結する問題です。このままいけば、保育園が淘汰され、その数が減っていくであろうことも、残念ながら容易に想像がつきます。

ただ、先ほど委員長がおっしゃったように、人口減少が進んだ先で起こるであろうことに対して、今から手を打たず後手後手に回ってしまうと、それこそ災害対応もままならなくなり、限られた財源や資源では、守れるものも守れなくなってしまう、というご意見には全く同感です。

将来、今の子どもたちが大きくなった時に、この出雲市が安心して暮らせるまちであり続けられるか。そのために、今を生きる私たち大人がきちんと将来を考えていかなければならないと、この計画を見て改めて思いました。ですので、計画上では「保育園は地域で残していく」と書かれていますが、人口減少が進めば、その保育園の存続自体が難しくなるかもしれない、という厳しい現実も視野に入れて議論していく必要があるのではないかと感じた次第です。

委員長

まさに、日々赤ちゃんの減少に直面されている当事者としてのご意見をいただきました。今のお話に少し関連しますが、例えば小学校の再編問題があります。今は「子どもの数が減ったから再編する」という理由ですが、これから１０年後、２０年後には「教員が確保できないから統合する」という時代に必ず移っていくと思います。これは、学校だけの話ではありません。介護施設も、そして今お話のあった保育園も全て同じです。これまでは、サービス受ける側の問題として議論されてきましたが、これからはサービスを提供する側が確保できないという問題で、様々な統合が進んでいく時代に入っていくでしょう。保育園もただなくなっていくのではなく、生き残りをかけて経営統合していくといった形に移っていくのかもしれません。

今回の計画は、まさにそうした未来を先回りして考え、防災面も含めて安心して住み続けられるエ

リアをあらかじめ定めておくためにあります。正直なところ、現在の出雲市の状況では、そんなことが本当に起こるのかと現実味がないように感じるかもしれません。しかし、これは決して絵空事ではなく、奥出雲町や日南町、雲南市の中山間地域ではすでに現実に起きていることなのです。その波が、いずれ必ず平野部にも下りてきます。少し前まで人口が増えていた出雲市が、この立地適正化計画を作るということ自体、非常に大きな決断だったと思います。これは、その来るべき未来への準備に他なりません。委員の皆様には、ぜひその背景をご理解いただき、前向きにご検討いただきたいと思います。

そして、先ほどＥ委員からご指摘があったとおり、市民の皆様に分かりやすく説明することが極めて重要です。私が今申しあげたほど危機感をあおる必要はないかもしれませんが、「将来に備えるために、今この計画を作っておくことが大切なんですよ」というメッセージは、しっかりと伝えていただきたいと強く思います。

少々厳しいことばかり申しあげて恐縮ですが、出雲市の皆様がまだ実感されていないことが、県内の中山間地域では現実として進行しているという点は、ぜひご認識いただければと思います。

その他、各委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で予定しておりました議事は全て終了いたします。本日ご審議いただいた各区域の考え方や、防災に関する部分の大枠については、皆様ご賛同いただけたものと理解しております。今後は、佐田・多伎・湖陵の区域についても、より詳細な内容が示されてくると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。それでは、事務局にお返しします。

５．閉会

事務局

はい、委員長、ありがとうございました。

皆様には長時間にわたり、熱心に議論いただき、また、多くの貴重なご意見やご質問をいただき、ありがとうございました。本日いただいたご意見を参考に、市内部でさらに検討を進め、本計画を前に進めたいと考えております。以上をもちまして、本日の会議は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

出席者

ありがとうございました。